

令和3年2月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 関 係 以 外

(報 告 第 2 号 関 係)

福 祉 保 健 部

令和3年2月定例会議案説明資料（予算関係以外）目次

福祉保健部

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の変更について	健康政策課	3

件名	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の変更について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 7 条第 9 項において準用する同条第 7 項の規定に基づき報告する。</p> <p>2 主な変更内容 国の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が令和 3 年 2 月 3 日に一部改正されたことに伴い、関連する事項について改正を行った。 その他、時点修正等が必要な事項について、改正を行った。</p> <p>（1）国の法改正に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査の実効性担保として、感染症法において、都道府県知事の権限として新たに付与された命令、罰則について、その取扱いの方針等を記載した。 ・特措法に基づきまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された場合の対応方針等について、新たに記載した。 ・緊急事態宣言が発令された場合の実効性担保として都道府県知事の権限として新たに付与された命令や罰則について、その取扱いの方針等を記載した。 <p>（2）その他、時点修正等による改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生時又はクラスター発生のおそれがある場合はクラスター対策条例に基づく対策を実施していきながら、感染の拡大を抑制していくことを明記した。 ・鳥取県版新型コロナ警報の発令基準の時点修正や感染増大警戒情報の発令を明記、感染警戒地域の表を追加した。 ・ワクチン開発が進み、接種が見込める状況となったことから、「予防接種」の項を新設し、県の役割（ワクチンの配分調整、広域的な接種体制の構築、医療従事者等の優先接種体制の構築等）や想定される接種順位等について新たに記載した。 ・福祉施設で感染者が発生した場合の対応として、関係者全員に PCR 検査等を行うことや高齢者施設感染発生即応チームを派遣することを新たに記載した。